

令和3年2月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

令和3年2月4日(木) 午前9時30分

2 出席委員

新 倉	聡	教育長
荒 川	由美子	委員(教育長職務代理者)
澤 田	真 弓	委員
川 邊	幹 男	委員
元 木	誠	委員

3 出席説明員

教育総務部長	佐々木 暢 行
教育総務部総務課長	夏 目 久 也
教育総務部教育政策課長	古 谷 久 乃
教育総務部生涯学習課長	柳 井 栄 美
教育総務部教職員課長	平 石 拓
教育総務部学校管理課長	二 見 裕
学校教育部教育指導課長	高 橋 直 樹
学校教育部支援教育課長	富 澤 真由美
学校教育部保健体育課長	山 崎 亨
学校教育部学校給食担当課長	坂 本 克 昭
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	高 橋 直 人
美術館運営課長	岡 本 剛 彦
教育研究所長	阿 部 優 子
健康部地域医療推進課長	葛 貫 博 之

4 傍聴人 4名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に澤田委員を指名した。
- 日程第4 議案第5号から日程第8 議案第9号については、今後、市長が議会に提出する案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

○ 教育長報告

(新倉教育長)

1月の定例会から本日までの間の所管事項について、報告をさせていただきます。

お手元の教育長報告資料等をご覧いただければと思います。

1月7日に緊急事態宣言が発令されて以降、各種事業につきましては、一部中止、停止等が行われているところであります。

市議会関係としては、1月25日に子どもの権利検討協議会が市内において持たれましたので、これらに関連する座長が出席をしたところであります。

今申し上げたように、学校教育関係行事につきましてもほぼ中止というような状況でございましたけれども、総合高校の美術部につきましては、第32回全日本高校デザイン・イラスト展に出展をいたしましたところ、2年連続5回目の総合的な団体としての文部科学大臣賞、いわゆる最優秀賞を受賞することができました。また、個人につきましても、内閣総理大臣賞ほか11作品が入賞・入選をしたところでございましたので、1月26日に当該作品等を市長に見ていただくための表敬訪問をしたところであります。

なお、図書館・博物館・美術館の展示につきましては、計画しておりましたものがそれぞれ残念ながら開催ができていないところでございます。一刻も早く緊急事態宣言が解除されまして、子どもたちの作品等につきましても、多く展示できればというふうに思っているところでございます。

(質問なし)

日程第1 議案第2号『横須賀市共同学校事務室の設置等に関する規則制定
について』

教育長 議題とすることを宣言

(教職員課長)

それでは、議案第2号『横須賀市共同学校事務室の設置等に関する規則制定について』をご説明いたします。

こちらは第1条のほうに示すとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び施行に基づき、横須賀市内の小学校、中学校及び特別支援学校の学校事務処理体制を整備することにより、学校に係る事務の効率化、標準化等を図り、学校教育の充実並びに学校の事務職員の資質及び能力の向上に資するため、共同学校事務室を設置するよう求める規則の制定を行うものであります。

では、規則内容について、概略をご説明いたします。

共同学校事務室とは、日常は各校で勤務している学校事務職員が定期的に1つの学校に集まり、専門的な能力を積極的に活用し、様々な事務業務並びに課題に対応していくため、複数の学校の事務業務を共同して処理を行う等、事務機能の強化、事務の効率化等の推進を目的とした組織であります。

多くの学校では、学校事務職員が1名配置となっている学校が多くある中で、複数人で複数校の業務を行う組織の位置付けを行うことにより、これまで以上に業務の適正化・効率化、OJTによる若手職員の人材育成が期待できます。

また、教員・事務職員間の業務分担の見直しや、学校教育法の一部改正により、「事務に従事する」から「事務をつかさどる」と職務規定が変わった事務職員の校務運営の参画がより行われ、働き方改革の推進や教育活動の充実が期待できます。

本市におきましては、議案の3ページ、4ページの別表に示すように、近隣の中学校区を基本とした8地域に区分し、原則として毎月1回、議案の1ページ、第4条の4項に示す共同学校事務室の室務をつかさどる室長が在籍する学校に集まり、事前に立てた計画に沿って業務を協力して行います。

共同学校事務室において取り扱うことができる業務内容につきましては、議案の2ページ、第5条に示すように、学校事務全般について取り扱うことを可能としており、様々な場面において業務連携が期待できるところです。また、6条には共同学校事務室運営の適正化及び地域間の連携を図るため、室長が在籍する学校長と室長及び教育委員会事務局の職員で編成する学校事務推進協議会を設置し、共同学校事務室と教育委員会が連携を行いながら取組を進めてまいります。

なお、本規則の施行は令和3年4月1日とします。

以上で、議案第2号の説明を終わらせていただきます。

(澤田委員)

8地域に分けて業務を行うとのことですが、兼務発令がなされるのでしょうか、なされた場合は、どのような内容で発令されるのでしょうか。

(教職員課長)

共同学校事務室、8地域ということで、それぞれの1つの学校に集まってという形になりますので、また、その学校の過去の書類等も扱っていきますので、兼務をかけてという形になります。神奈川県教育委員会で兼務の発令を出す予定です。

(荒川委員)

今年の4月からということなのですが、結構急な感じがしたのですが、これまでに、このことについての試行は行っていたのかどうかということ。また、その試行が行われていたとすれば、どのようなよい点があったり、課題があったりしたのか教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(教職員課長)

この設置につきましては、平成30年度から働き方改討会議、事務職員分科会ということで、事務職の方も一緒に入っていて、検討を始めて今日に至っているという形になりますけれども、試行について、今年コロナ禍の中で試行を予定をしておったのですが、12月に1度だけ各地に1回行きました。その中では、諸手当の認定のチェックをしたのです。あと日常の事務処理の手続、情報の共有だとか、そういったところを主に行いまして、事務の皆さんからはおおむねやってよかったなというところがあります。実際に記入漏れだとか、そういうのもあったりとか、そういうものが見つかるかというのもございました。

また、行っていく上で、経験値の高い方、それからまだ1年目、2年目という方、そこにいろいろアドバイスをいただけて、監査前に少し見ていただいて助かったとか、おおむねよかったなど、そういう印象を持っています。

(荒川委員)

ありがとうございます。

(元木委員)

「定期的に1つの学校に集まり」とありますが、昨今の状況を考えますと、

オンラインでこの業務を行うこともできるかと思うのですが、いかがでしょうか。そういった計画はあるのでしょうか。教えてください。

(教職員課長)

このオンラインというところで、それを利用してできる部分も当然あるかと思っています。また、1つの学校に集まって、様々な情報交換とか、一緒に業務をすることによって高め合える部分もありますので、そういったオンラインの部分、それから集まってという部分、両方大事なかなと思っていますので、検討していきたいと思います。

(川邊委員)

第1条のところを見ますと、この法律が昭和31年となっていますね。そして、一番下のところを見ると、この規則は、令和3年4月1日から施行するということですがけれども、この間はどういうふうなことで、大分時間がたっているのですけれども、今まで失効していたとか、何か流れが変わってこういうものをつくったのか、どういうことでこれだけ間が空いたのでしょうか。

(教職員課長)

中央審議委員会答申等、回答はありましたけれども、実際のところはそのような形では通っていなかったということで、改めて平成29年に一部改正というのがありましたので、そこから動き始めたということになります。

(新倉教育長)

一応教育行政法自体はあって、平成29年3月に一部法改正が行われ、平成29年度からそれができるようにはなっていたのですけれども、全国的にこの考え方というのはなかなか煮詰まっていなかった。それが一ついわゆる事務職の方については、それまでは単に事務に「従事する」だったのだけれども、もっと積極的に事務を自分たちで行うのだという改正が行われて、その一つの手段として共同事務室という考え方が生まれてきたので、今回ひとつ神奈川県全体としての動きがあるので、これを市町村の規則として定めるという、そういう流れだということによろしいですか。そこを確認。

(教職員課長)

教育長がおっしゃったとおりでございます。

(元木委員)

この制度により、事務職員の方々の事務業務が効率化されていくと、最終的には教員のほうにも恩恵があるのではないかと思いますのですが、具体的に教員のほうでこの制度によって得られる効果といたしますか、そういったものがありましたら教えてください。

(教職員課長)

共同学校事務で、事務職員の人材育成ということでも事務能力も上がっていくと思います。これから標準化、効率化ということですが、その部分を今、教員が行っている事務的な部分が、それから共同業務、そういったところも十分下のほうからいって、もう少し時間ができていって、それが子どもに接する時間というふうに最終的にはそこを目指しているということでもあります。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第2号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第2 議案第3号『横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則中改正について』

日程第3 議案第4号『横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

議案第3号と第4号は、市立学校の管理運営に関する規則中改正です。

まず、改正の趣旨についてご説明いたします。

議案第3号の資料の一番後ろに添付しております議案説明資料をご覧ください。

改正理由は、令和3年度から中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する教科ごとの観点別学習状況の評価の観点欄の記載内容が変更されることに伴い、「3 改正する様式」に記載する様式の改正を行う必要があるためです。

文部科学省は平成29年3月告示の中学校学習指導要領で、「生きる力」を子どもたちに育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意識を共有しながら、授業の創意工夫等ができるようにするために、全ての教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で再整理いたしました。

このことにより、特別の教科道徳を除く全教科の観点別学習状況の評価の観点が、現行の4観点、国語は5観点になります、から3観点（「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」）に変わることにより、様式の改正が必要となりました。

また、施行日については、附則において令和3年4月1日としています。

市立中学校と市立特別支援学校の指導要録の改正後と改正前の様式については、それぞれの議案に添付しております。

議案第3号の5ページと、議案第4号の4ページをご確認ください。

こちらは中学校及び特別支援学校中学部において使用する生徒指導要録の指導に関する記録の様式になりますが、両様式とも観点別学習状況の観点がこれまでの4観点、国語は5観点です、から全教科3観点到統一されることになりました。また、現行の様式で一番下にまとめていた評定の位置を、各教科の欄へそれぞれ移動いたしました。このことにより、観点別評価とこれらを総括的に捉える評定との関連性が見やすくなります。また、これらの改正に伴い、一部の様式の体裁を整理いたしました。

以上で、議案第3号及び議案第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

（川邊委員）

これを見ますと、評価の仕方も観点も大分変わっているようですけれども、実際評価をされる先生方に混乱は生じないものでしょうか。

（教育指導課長）

評価の観点が変わったことによって、現場の先生方が混乱するという事なのですが、今年度、まず、校長会に指導主事が出向いて、この構造から含めて、またご説明をいたしました。また、各中学校に指導主事がそれぞれ単独で回りまして、先生方に直接このように変わるのだということを今回、研修をさせていただきました。本来は全体を集めて研修をと考えていたのですが、なかなか集合研修が難しいということで、各学校を回って、指導主事がどのように変わるかというのを研修を行ったところでございます。

（元木委員）

確認ですが、こちらは令和3年度から施行される形になると思いますが、新しく入る1年生からこの観点到変わるということですか。それとも、2年生、3年生も一気に変わってしまうということですか。どちらでしょうか。

(教育指導課長)

これは1年生、2年生、3年生全体が一斉に変わるということでございます。

(元木委員)

ということになりますと、2年生、3年生は途中で評価の観点が変わってしまうということになると思うのですが、それが生徒に及ぼす影響等はあるでしょうか。

(教育指導課長)

直接、生徒に何か影響を及ぼすということはないというふうに認識しております。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第3号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

採決の結果、議案第4号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項(1)『令和2年度卒業式及び令和3年度入学式について』

(教育指導課長)

『令和2年度卒業式及び令和3年度入学式について』ご報告いたします。

令和2年度卒業式及び令和3年度入学式について、実施上の留意事項を資料のとおり整理いたしました。この内容については、学校には別途通知をいたします。

出席者は卒業生(新入生)、教職員、教育委員会代表、PTA会長、保護者とします。保護者の参加は各家庭1名を原則としますが、出席者の間隔が十分に確保できる場合などは、参加する保護者の人数を増やすことも可としています。なお、来賓の出席は依頼いたしません。

会場については、教室と同様に出席者の間隔を1メートル以上確保するようにします。

式自体の時間は1時間程度を目安として行います。合唱や呼びかけなどの活動を実施する場合には、マスク着用、人との間隔を2メートル(最低1メート

ル) 程度確保すること、換気を十分に行うなどし、感染症対策を徹底して行います。感染予防対策については、出席者に対して、自宅での検温、3密の回避、入場時の手指消毒、マスクの着用等を求めるなどし、感染予防対策を徹底いたします。

2枚目の資料をご覧ください。

国の緊急事態宣言延長に伴う教育委員会の対応について報告いたします。

国の緊急事態宣言の延長に伴い、1月の教育委員会定例会にてご報告させていただきました対応を引き続き行います。資料の表面には学校関係の対応を、裏面には社会教育施設の対応を記載しております。

以上で、報告を終わります。

報告事項(2)『新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校等の対応について』

(保健体育課長)

それでは、『新型コロナウイルス感染症にかかる市立学校等の対応について』です。

直近の市立学校等における状況についてご報告をいたします。

1月21日以降に判明しました市立学校児童生徒の新型コロナウイルス感染症の陽性者16件のうち、臨時休校措置を取った5件の市立学校の対応についてです。

まずはお手元の資料の(3)の市立中学校の対応です。

陽性者は10代男子生徒です。1月23日土曜日に陽性が確認され、保健所の調査により校内に濃厚接触者が確認されたため、当該校を1月25日月曜日から1月27日水曜日まで臨時休校にしました。

続いて、(7)の市立小学校の対応です。

陽性者は20代女性教職員です。1月24日日曜日にこの教職員の陽性が確認され、翌25日月曜日の保健所の調査により校内に濃厚接触者が確認されたため、当該校を1月26日火曜日から2月2日火曜日まで臨時休校にしました。

続いて、(10)の市立小学校の対応です。

陽性者は10代未満男子児童です。1月28日木曜日にこの児童の陽性が確認され、保健所の調査により校内に濃厚接触者が確認されたため、当該校を1月29日金曜日から2月5日金曜日まで臨時休校にしました。

続いて、(11)の市立小学校の対応です。

陽性者は10代女子児童です。1月28日木曜日にこの児童の陽性が確認され、

保健所の調査により校内に濃厚接触者はいませんでした。クラスター対策のための検査を行うことになり、当該校を1月29日金曜日から2月2日火曜日まで臨時休校にしました。クラスター対策のための検査は、当該児童の所属する学級の児童19名と教員2名に実施し、全員の陰性が確認されています。

最後に、(12)の市立小学校の対応です。

陽性者は10代女子児童です。1月30日日曜日にこの児童の陽性が確認され、保健所の調査により校内に濃厚接触者はいませんでした。クラスター対策のための検査を行うことになり、当該校を2月1日月曜日から2月2日火曜日まで臨時休校にしました。クラスター対策の検査は、当該児童の所属する学級13名と教員1名に実施し、全員の陰性が確認されています。

以上の5校を含め、陽性者や濃厚接触者が確認された学校では、対象となる児童・生徒の学習保障や心のケアを学校が行い、必要に応じて市教委も対応していることを報告いたします。

続いて、2ページですが、2ページにありますように、2月2日に市立学校に対して、従来の感染症対策に加え、1、健康観察の徹底、2、可能な限り、人との間隔を確保する、3、感染リスクの高い活動を行わない、4、食事時は飛沫防止パーティションを設置すること、この4点を徹底していただくように学校のほうに依頼をしました。

以上で、報告を終わらせていただきます。

(新倉教育長)

少し確認をさせていただきたいのですが、この表ではあくまで陽性になった方をずっと列挙されているのですが、そのまま読んでしまいますと、臨時休校は5校も行っていることになるのですが、それでよろしいのですか。

(保健体育課長)

臨時休校は3校であります。

(新倉教育長)

そこがきちんと、この資料だけぼんと出てしまうと、5校が休校になっている資料になってしまうので、そこをきちんと説明していただかないと混乱するのかなと。だったら市立学校等における状況としたときに、感染者ごとですべて報告をされてしまっているのです、少し分かりにくくなっているかなと思うので、そこをきちんと整理していただかないと、報告内容と合わなくなってしまうかなと。それはお願いできればと思います。その上で。

(保健体育課長)

ご指摘ありがとうございました。修正させていただきます。

(澤田委員)

そうしますと、臨時休校は3校ということなののでしょうか。よく分からなくて、今の5校が臨時休校なのかと思ったのですが。

(保健体育課長)

学校で言えば3校になります。1つの学校から複数、臨時休校になってしまっているということでカウントしています。

(新倉教育長)

だとすると、すみません。ここで言っている5校、3番、7番、10番、11番、12番というのは、何番と何番は同一校だとかというふうにご説明いただくと分かりやすい。

(保健体育課長)

大変失礼しました。この中で言いますと、(7)、(11)、(12)が同一校ということになります。

(澤田委員)

確認ですが、クラスター対策として、児童19名とか13名とかPCR検査をしますが、その場合、どのような形で実施するのでしょうか。保護者が検査の場所に連れていくことができないということはなかったのですか。

(保健体育課長)

このクラスター対策のための検査については、事前に保護者の方にご連絡をしまして、当日、お子さんと一緒に来ていただくということが、この場合全て連絡が取れて実施することができました。検査については、唾液によるPCR検査と、また別のところでは、鼻に入れて行う検査というのも実施して、クラスター対策の検査をしたものです。

(新倉教育長)

もう少し例えば1校で具体的に説明していただけますか。来ていただいてどこに行くのですか。病院に行っているのですか。どこに集まって、どういふふうな対応を取ったのかということもご質問の趣旨にあると思うので、そこ

をきちんと説明していただいて。

(保健体育課長)

保護者の方と児童、子どもに来ていただいて、学校で検査のほうを、そこでまず初めに、検体容器を事前に保健所のほうから学校のほうに運ぶということになっておりましたので、その検体容器をまず保護者の方に渡します。失礼しました。そのときにはまだお子さんはおりません。保護者がその検体容器を一回家に持って帰っていただいて、検査の日に、家でお子さんに唾液の検査をして、その容器を保護者の方がまた学校のほうに持ってくるという形になります。学校のほうで集まった検体を保健所のほうがその容器を取りにきて、それで回収して検査をするということになります。

(新倉教育長)

先ほどもう一個、鼻にという話があったから、唾液で行う場合と鼻の粘液で行う場合も全く同じなのですか。そこを少し分けるのだったらはっきり説明してください。

(保健体育課長)

今、ご説明させていただいたのが唾液による検査のやり方で、鼻の粘膜に当てる検査につきましては、事前に保護者の方に、またそれも何月何日の何時ということで連絡をしまして、そのときにはお子さんと一緒に学校のほうに来ていただきます。その場で医師がもう控えていますので、そこで粘膜の検査をして、検体を取って保護者の方とお子さんはそのまま帰っていただくということになります。そして、後日、検査結果等を連絡するというということになります。

(元木委員)

資料2 ページ目の重点的に取り組む内容の3、感染リスクの高い活動を行わないというところですが、最初の、「各教科では、例示された内容に沿って指導する」とあります。この例示というのは、例えとして具体的に1つの科目について教えていただきたいのと、例示したのは、教育委員会ということでしょうか。教えてください。

(保健体育課長)

教育委員会からの例示になります。例えば体育などの例で出しますと、例えば教師の指導内容の説明、またグループの話合いの場面とか、そういったところでは、いわゆる運動を行っていない場面になると思うのですが、そういった

ときには可能な限りマスクを着用してくださいとか、それから、近距離とか接触したりする運動、そういったときには非常にリスクが高いため、極力実施しないようにしてくださいと、そのような各教科に向けてのマニュアルを作成して、それを学校のほうに周知しています。

(川邊委員)

学校で検査するというのは、濃厚接触者を検査するということですか。

(保健体育課長)

濃厚接触者の検体を取るというところと、それから、鼻の粘膜を取るのは学校の中での検査になります。

(川邊委員)

だからその濃厚接触者ですから、当然陽性の可能性もあるわけですね。その子どもたちの行き帰りもやはり気をつけないと、市中感染の危険があるので。その辺も少し注意していただきたいと思います。

(保健体育課長)

言葉足らずで申し訳ありません。濃厚接触者の検査については、検査については自宅で検査を、唾液の検査をしますので、その検体を学校に持ってきてもらうのは保護者の方をお願いをしておりますので、実際にお子さんが学校に来て検査という形ではないということになります。

(川邊委員)

唾液でしたら、うちでできますけれども、鼻粘膜はやはりお母さんではできないと思うので、先ほど学校で医者が待っているとおっしゃったように、学校の行き来は必要だと思うのです。ですから、その辺のところ少し気をつけなといけないかなという部分で。

(保健体育課長)

今後そういうようなクラスター等の検査は十分注意して実施してまいりたいと思います。

(新倉教育長)

少し誤解があるといけないので、濃厚接触者は、学校でPCR検査を行っているのですか。クラスター検査の場合は学校で行うというふうに理解している

けれども、濃厚接触者の場合はPCRセンターとか、別のところで行っているのではないのですか。学校で行っているのですか。そこが今の川邊委員のご質問なのです。

クラスターの場合には、まだ濃厚接触者としても認定されていないから、通常の生活の中で学校で行うこともできるし、簡易な方法としては唾液を自宅を取ってくる。これは例えば低学年のお子さんだとか、年齢的に分かれるかもしれないけれども、そういう形を取っているのではないか。でも、濃厚接触者として認定された方が学校に来て、唾液をすくうとPCRとかやっているのですか。そこが私たちもよく分からないのです。

(保健体育課長)

学校に来ての検査ということはやっていません。

(新倉教育長)

では、濃厚接触者はどこでやっているのですか。

(保健体育課長)

自宅で検査キットに唾液を入れて採取する。それを保護者の方に学校に持ってきてもらうというようなやり方でございます。

(新倉教育長)

クラスターではなくて、濃厚接触者はそういうやり方になっているのですね。というのは、濃厚接触者は鼻粘膜を取らずに、唾液で検査しているということを定義しているから、本当にそれでいいのですかということを確認したいのです。それが川邊委員のご質問の趣旨だと思うのです。

(保健体育課長)

濃厚接触者の検査は学校で行ったのだと思います。それが鼻の粘膜を取るといような検査をしました。その粘膜の検査が終わったら帰ってもらうといような学校での方法が1つありました。

(新倉教育長)

そこは保健所、今、川邊委員のご指摘があったように、クラスターの場合には、どちらかという限りなく陰性の場合もあるだろうねということになるけれども、濃厚接触者の場合は逆に限りなく陽性ではないかと疑いを持っているにもかかわらず、学校に来てもらうとかということでの処理をしていていいのか

というご提言なので、これは少し保健所ときちんと確認をしていただかないと、来たことによって他の方に感染させるということがより生じてしまって、濃厚接触者がまた濃厚接触者をどんどんつくっていくことになってしまうのではないかとこのように思いますので、そこは少し早急に確認をした上で、そのようなことがないような是正措置をしていただかないといけないかなと思います。

(保健体育課長)

今、ご指摘いただいたことをもう一度保健所に確認をして、対応を取っていきたくと思います。申し訳ありません。

(荒川委員)

臨時休校になった場合に、保護者の方々も本当に心配されるそのお気持ちのあまりに、学校へのお問い合わせやら市教委へのお問い合わせやら、いろいろなご意見とかあると思うのですけれども、各学校それに対しても、きっととても大変な思いをされながら丁寧にご説明されたりとかされていると思うのですが、市教委として各学校に、臨時休校になった場合の支援といいますか、そういうあたりで具体的にお聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

(支援教育課長)

各校におきましては、やはり陽性者が出たというところでは、保護者の方が大変ご心配されることが多くございます。7月、そして8月頃につきましては、その心配がかなり高く、学校への問い合わせも多かったものですから、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を派遣いたしまして、先生方への心配を取り除くような対応の仕方のスーパーバイズをしたり、また、直接保護者に対応したりもいたしました。

現時点になりましたら、保護者の方のそういったご心配も大分落ち着いてまいりまして、直接学校へのお問合せの件数は随分減っております。ですから、学校の管理職をはじめ教頭さん、そういったところでのご対応でご安心をいただけるようになってまいりました。

しかしながら、休校明けに子どもたちを迎え入れるときには、やはり各担任の先生が心構えがありますので、そういったところについては、支援教育課の臨床心理士を事前に学校に派遣し、先生方に子どもたちの不安を取り除き、安心してもらうための対応の仕方ということで、具体の指導をしております。

現時点で、登校後、子どもたちの様子を追跡に学校に聞き取りをしておりますが、大きな混乱が生じたということは一件もございません。子どもたちは普

通どおり学校に来て、不安もありますでしょうけれども、元気に学校生活を再開し、学校に来たことを喜んでいると、そういったご報告をいただいております。

(荒川委員)

ありがとうございます。

報告事項（３）『調停案の受諾の専決処分について』

(学校管理課長)

それでは、報告事項『調停案の受諾の専決処分について』ご報告いたします。

本件は、調停の申し立てを受けたこと及び事故の対応、請求内容等について教育委員会８月定例会において報告を行っております。

それでは、学校管理課から提出しております報告事項をご覧ください。

平成31年３月１日、市立中学校体育館の学校開放時間中に、使用団体の男性、当時81歳の方が転倒し、その後亡くなられたことに係る損害賠償調停について、地方自治法第180条第１項及び市長の専決処分事項に関する条例の規定により、市長が調停案の受諾について専決処分を行いましたので、報告いたします。

なお、地方自治法第180条第２項の規定により、市議会定例会に報告することを併せて報告いたします。

１、調停の申立人は、故人の親族の方でございます。

２、調停の内容は、２に記載のとおりであります。

調停は令和２年９月から４回にわたり横須賀簡易裁判所で開かれ、３回目の調停で申立人側と記載の調停の内容で合意に至りましたので、調停案の受諾の専決処分を行い、令和２年12月24日に開かれた４回目の調停で受諾し、調停が成立いたしました。

以上で、報告事項『調停案の受諾の専決処分について』の報告を終わります。

報告事項（４）『令和３年度指導の目標と重点について』

(教育政策課長)

それでは、『令和３年度指導の目標と重点について』、教育政策課からご報告申し上げます。

資料をご覧ください。

初めに、本市における指導の目標と重点の趣旨を説明いたします。

指導の目標は、横須賀市教育振興基本計画に基づき、各学校と教職員に対して、本市の目指す方向性を示し、子どもたちの指導に生かすものとしています。また、指導の重点は、指導の目標のもと、本市で優先的に解決すべき課題として、学校と教育委員会が一体となり、取り組むことを示しているものです。

本日は、本年度の指導の目標と重点から、変更する主な箇所についてご説明させていただきます。

なお、説明させていただく箇所以外については、文言等の修正をした箇所もありますが、大筋今年度のを継承しております。

変更の視点は、指導の目標及び指導の重点ともに、本市の現状や教育課題を踏まえ、取り組むべき内容や取組の視点を一層明確にしたことです。

では、指導の目標の主な変更点について資料1に基づき、ご説明いたします。

資料1の1ページをご覧ください。

目標1、子どもの学びを豊かにしますの(2)については、新学習指導要領における「主体的・対話的で深い学び」の視点での授業改善、授業づくりについてお示ししているところです。今回はそれに加えて、学力向上推進事業に係り、学校に配置しております学習支援員等、様々な人材のより一層の活用やGIGAスクール構想による1人1台端末導入に伴うICT機器のより一層の活用により、集団や個人の実態に今まで以上に寄り添い、子ども一人一人の学びを保障していくことを追記いたしました。

続いて、目標1の(3)については、認め合い高め合う関係を築く力の育成につながることで、子どもを理解することや自己決定の場を与えることが大切であると考えており、その実現のために学校が具体的に何をすればよいかにより分かりやすく伝わるように説明文を見直しました。

続いて、目標1の(4)については、インクルーシブ教育の推進に際して、共生社会の大切なキーワードであるそのことを強調するために、「共生社会の実現に向けて」をこの項のタイトルに示しました。また、(3)と同様に、学校の取り組む視点が分かりやすく伝わるように説明文を見直しました。

2ページをご覧ください。

目標4、学校・家庭・地域の連携を深めますについては、令和4年度から予定されております学校運営協議会コミュニティスクールの設置に向けての意識づけにつながるよう修正を行いました。具体的には(1)において、説明文の示し方を修正し、家庭・地域との信頼関係や協力体制の構築という目標の達成に向け、学校・家庭・地域の相互の信頼関係や協力体制の一層の充実を図ることの重要性が伝わるように変更しました。

続いて、指導の重点についてご説明します。

資料1の裏面をご覧ください。

レイアウトにつきましては、3ページに重点1、2、3、それぞれの現状と課題、4ページにその課題を解決していくために学校で取り組んでほしい内容を示しております。現状と課題については、今年度の指導の重点に関わる取組の実態を踏まえ、文言の修正を行っております。

重点1については、内容は大きく変わっておりません。今年度は全国学力学習状況調査は中止となりましたが、横須賀市学習状況調査については、時期の変更はありましたが実施し、結果としては昨年度と比較して大きな変化が見られなかったことから、継続的な取組の実施が必要であると捉えています。

重点2については、現状に令和元年度横須賀市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査の結果を踏まえ、問題行動等の予防や、個と集団の成長を促す指導が求められるとしました。また、課題では、指導の目標での修正を踏まえ、子どもを理解することに努めることを追記しました。

重点3については、例年、現状分析の際の根拠としている体力等調査が今年度は実施できなかったことから、各学校から提出されている学校重点プランの重点3に関わる記載内容から分析したものとなっております。その中で、今年度の指導の重点の現状では、課題となっております運動やスポーツ、体育の授業に対する肯定的な捉えについて、改善傾向が見られるといった良好な様子も見られています。

続いて、資料2をご覧ください。

資料2は、各学校に配付する予定の令和3年度指導の目標と重点のポスターです。各学校に2枚ずつ配付し、校長室や職員室の職員が見やすい場所に掲示していただくなど、全ての教職員に対して、本市の子ども像や目標等への理解を深めています。また、指導の重点については、次年度、特に力を入れていただきたい項目について抜き出し示しています。

続いて、説明資料にお戻りいただきまして、3の周知の方法をご覧ください。

令和3年度指導の目標と重点については、教職員へ配付予定の「指導の必携」に掲載するとともに、学校や教職員への理解を図るために校長会や各種研修等で説明し、周知を図りたいと考えております。

最後に、4、取り組みへの支援をご覧ください。

指導の重点への取り組みの支援として、学校重点プランへの指導・助言、指導主事の学校訪問等における学校経営や教育課程についての助言、さらに調査結果等の学校ごとの分析を行い、要因の方向性を示し、各学校における取り組みに活用できるようにしてまいります。

以上で、令和3年度指導の目標と重点についての報告を終わります。

(澤田委員)

ご説明にありましたように周知の方法が大事かと思えます。特に主な変更点について分かりやすく伝える必要があります。例えば、ここに記載してある「ICT機器の効果的な活用による子ども一人一人の実態に応じた学びの保障」ですが、資料1では、1ページの(2)で示されていると思えますが、資料2のポスターでは、それが分かりにくく思えます。「個に応じた指導の実施や子ども一人一人のニーズに応じた支援」の記述で読み取るのかとは思いますが、変更の視点が分かるように、研修等、折に触れて先生方に伝えていただきたいと思えます。

(教育政策課長)

ご意見いただきましてありがとうございます。

今、澤田委員がおっしゃっていたような視点についても大切にして周知、また、説明等行ってまいりたいと思えます。

(元木委員)

資料1の目標3の(4)です。子どもと向き合う環境づくりを推進しますとあります。先ほど議題に挙がっていました共同学校事務室がうまく機能することにより、教員の事務作業が減った分をこの時間に費やしてもらえればと思っております。ぜひ共同学校事務室のほうも含めて、学校運営を機能的にしていただければと思っております。よろしくお願ひします。

(新倉教育長)

今の点は、元木委員のご趣旨は、せつかくこういう形で規則を新たに定めたのであれば、それらについてこの重点の中でも、説明の中できちんと含めて行っていただければということになるかと思えますので、そちらもぜひ制度なり、つくっている我々としては周知も含めて行っていただきたいと思えます。

6 その他 社会環境の変化に応じた社会教育施設の在り方について

(新倉教育長)

次に次第の6のその他、『社会環境の変化に応じた社会教育施設の在り方について』に入らせていただきたいと思えます。

この件につきましては、本年の1月21日に開催いたしました総合教育会議におきまして、市長より提案のほうがございました。これらを事務局で資料を用

意させていただいておりますので、まず、教育政策課長から説明をお願いできればと思います。

(教育政策課長)

それでは、『社会環境の変化に応じた社会教育施設の在り方について』、今後の議論の前提となる現行の法律上の制度を中心にご説明いたします。

説明資料の1ページをご覧ください。

まず、先月21日に開催されました総合教育会議における市長及び教育長の発言について、振り返りをさせていただきたいと思います。

市長からは、自身の子育て、学校教育、社会教育についての想いが述べられ、下から2段落目の下線部分になりますが、社会教育施設は、一義的には教育委員会が所管するものの、人の一生に関わる全ての場面、すなわち行政においては、市の様々な施策と絡めながら、また、時には官民の垣根を越えて、企業の取り組みと連動させたりしながら、市民の皆さんの人生に寄り添い、学習機会を提供していくことがむしろ自然ではないかとの発言がありました。

そして、2ページをおめくりいただき、下線部分になりますけれども、法改正が行われて、一定の条件の下で社会教育施設の所管を地方公共団体の長が管理することも可能となっていることに触れ、社会教育施設が今後どうあるべきかということについて、教育委員会の皆さんでぜひご検討いただければとまとめられました。

これを受けまして教育長からは、2ページの最後になりますが、社会教育施設の今後の在り方については、教育委員会議をもつて検討に入る旨の発言があり、本日、まずは事務局として制度についてのご説明をさせていただくものでございます。

(新倉教育長)

ここで一旦切らせていただきまして、ただいまの総合教育会議での市長の発言等につきまして、今の委員の皆様で何かご感想があれば、述べていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(荒川委員)

この文章からは、市長の社会教育施設に対する熱い想いが伝わってきました。特に要は市民がワクワクするような施設でなければというあたりで共感いたしました。

(澤田委員)

市長のご発言にもありましたが、社会教育は観光、まちづくり、青少年の健全育成、そういう行政分野とも大きな関わりを持っています。ですから、まちづくりや観光等の他の行政分野と社会教育に関連する事業等を一体的に推進することで、より充実したサービスが実現され、より大きな成果を上げる可能性があると思いました。一方、これまで教育委員会が実施してきました社会教育施設による学習支援の取組もしっかりと入れていかないといけないと思いました。

(元木委員)

生涯学習という意味では、学校で学ぶ時間よりも卒業した後のほうが長い形になります。そういった意味でも、せっかくの施設になりますので、その生涯学習の中で、施設に関連するようなイベントを行ったり、また、そのイベントについても我々、官だけではなくて、産業界というか民間企業とコラボしてもいいかなと思っております。今後、社会教育施設については教育委員会だけではなくて、ほかの部署も含めて適切に、より魅力的な横須賀市になるような形で活用していただければと思います。

(川邊委員)

社会教育施設が市のほうで管理するというか、運営するということは、いろいろなほかの部署からの越境もあり、ある意味いいことかなとは思いますが、逆に教育という面から考えた場合には、教育委員会から外れてしまうというのが少しどうかなという心配が一つございます。

(新倉教育長)

ありがとうございます。

今後、様々な方との資料の提供、それから、現状についても確認をした上で、また改めて教育委員の皆様のご判断をいただくこととしていきたいと思っております。

それでは、引き続き資料の説明を続けさせていただきたいと思っております。

(教育政策課長)

続きまして、資料の3ページをご覧ください。

議論の前提となります社会教育関係法の改正についてご説明させていただきます。

2、令和元年6月の社会教育関係法の改正についてです。

さきの教育長の発言にもありましたとおり、この制度改正は地域の自主性や

自立性を高めることを目的に行われておりまして、令和元年6月に公布・施行された第9次地方分権一括法の中で、下線部に記載のとおり、公立の社会教育施設の設置、管理及び廃止に関する事務について、まちづくり、観光など他の分野との一体的な取り組みの推進等のために地方公共団体がより効果的と判断する場合には、条例を定めることで教育委員会から首長部局へ移管することが可能となりました。

ただし、下線部分の下から3行目に「社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で」という文言がありますように、先ほど川邊委員がご懸念の部分を示されましたけれども、社会教育施設の移管にあたっては、学校行事との連携や社会教育の制度的充実性などの観点から、教育委員会の関与に関して一定の規定が設けられております。法律の改正の内容につきましては、別紙を添付しておりますので、後ほどご確認ください。

次に今回の方法を含めまして、教育委員会の社会教育事務を市長部局で管理、執行する方式についてご説明いたします。

3ページの下段、参考1をご覧ください。

一番上の職務権限の特例、こちらが今回の法改正により、社会教育施設を権限とともに市長部局へ移管することを可能としている制度になります。根拠法令につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、地教行法です。

4ページをおめくりください。

上段に地教行法抜粋を載せております。この法律の立て付けといたしましては、今23条を記載しておりますけれども、この23条の前に21条、22条がございます。21条では教育に関する事務で教育委員会が管理、執行するもの、また、22条では教育に関する事務で、首長が管理、執行するものが列挙してあります。そして、この第23条で特例として教育に関する事務のうち、条例を定めることで首長が権限を持って管理、執行することができるというものが第1号から第4号まで掲げられています。

まず、平成19年の法改正のときに、第2号のスポーツ、それから第3号の文化、こちらに関する事務が移管が可能となっております。また、平成31年4月からは、第4号の文化財の保護についても加わり、今回、第1号の社会教育施設の管理、執行についても、令和元年6月から首長への移管が可能な事務として追加されたという経緯でございます。

3ページにお戻りください。

職務権限の特例の効果としましては、市長が事務の管理執行権を有し、法的効果も市長に帰属するということになります。また、職員が市長の指揮監督を受けるとなります。

再度、恐縮ですがページをおめくりいただきまして、5ページ、右側のペー

ジの参考2の表をご覧ください。

既に横須賀市の教育委員会が市長部局に事務を移管、委任しているものを記載しています。一番上の職務権限の特例の手法を用いまして、平成29年度からスポーツに関する事務のうち、学校体育を除く事務について、市長に移管をしております。

次に、事務委任についてご説明いたします。

3ページへお戻りください。

こちらの根拠法令は地方自治法になります。どのような事務が委任できるかということについては、特段規定はされておられません。この場合は、条例ではなく教育委員会規則において定めることとなります。また、事務委任の効果としては、事務の管理執行権は委任を受けた市長部局の職員が有しますが、法的な効果、つまり権限については教育委員会に帰属したままとなります。事務の執行に当たっては、事務の委任を受けた職員の指揮監督を受けることとなります。

5ページをおめくりいただきまして、先ほどの参考2の表をご覧ください。

2段目以降に、本市の教育委員会が市長部局に既に事務委任を行った事務を記載しております。健康部長には市立看護専門学校に関する事務、こちらは後ほど条例改正の議案提出についてご審議いただく予定でございます。また、市民部長にはコミュニティセンターにおける生涯学習事業及びコミュニティセンターに設置している図書館の本の貸出しを行う配本所の事務、そして、総務部長には同じく市役所本庁舎の市政情報コーナーに設置している図書館の配本所に係る事務、これらの事務を市長部局の各部長に委任しております。

再度、恐縮です、3ページにお戻りください。

最後に補助執行についてご説明いたします。

こちらの根拠法令も地方自治法になり、どのような事務を補助執行させられるのかということについては、特段規定はございません。この補助執行の場合は、職務権限の特例や事務委任とは異なり、市長部局の職員に補助執行させたとしても、事務の管理執行権は教育委員会が持ったままとなりますので、例えば市長部局で立案した内容について、教育長が承認するという事務となっております。また、事務の執行にあたっては、市長部局の職員であっても教育委員会の指揮監督を受けることとなります。補助執行については、本市の教育委員会では事例がございません。

ページを2枚おめくりいただき、6ページをご覧ください。

参考3、他都市の先進事例について記載いたしました。

今回の法改正により、社会教育施設の設置、管理等を市長部局に移管している自治体については、県内では大和市、綾瀬市、政令市では神戸市、中核市で

は豊田市や岐阜市などがございます。それらの自治体の多くは、その自治体が目指す都市像の実現のために、まちづくり、観光、地域振興などの分野で、他の行政分野との一体的な取組を推進するために移管をしているということです。

7ページをご覧ください。

本市の社会教育施設の一覧を記載しています。

下段に※印で公民館についての記載がございます。公民館は社会教育施設に位置付けられるものですが、本市では平成19年までで廃止をしております。当時、地域自治活動センターという市民部が所管していた地域コミュニティの施設と統合して、平成20年度からは新たにコミュニティセンターとして設置された経緯がございます。そのときに公民館が持っていた生涯学習、社会教育の機能については、先ほどご説明した事務委任という形で市民部長の下、実施をされております。

以上が、今回の法改正で可能となりました社会教育施設の移管に関する制度の説明になります。

(新倉教育長)

今日は、一応どのような状況にあるかという整理をさせていただいて、まずは資料の提供と共通の確認をさせていただければというふうに思っています。その意味では、これらのデータをもう一度整理をさせていただいた上で、次回3月の定例会に改めて事務局での整理事項を出していただいて、議論を深めさせていただければと思っておりますが、そのような進め方でよろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

(新倉教育長)

それでは、次回教育委員会におきまして、事務局で現状の課題の整理を改めてお願いをいたします。

これで社会環境の変化に応じた社会教育施設の在り方については終わらせていただきます。

(理事者報告)

(保健体育課長)

先ほどのコロナウイルスの検査について、唾液と粘膜について再度説明をさ

せていただければと思います。

まず、唾液検査の場合につきましては、休校期間中に検査キットを学校で保護者に配付します。そして、自宅で当該児童の唾液を採取してもらい、再度保護者の方に学校へ来てもらい、回収という形になります。

鼻の粘膜を採取する検査の場合につきましては、同じように休校期間中に当該児童と保護者が学校に登校して、医師が採取をするということになります。

両方のやり方についても密にならないように、時間差を取って検査のほうを実施しております。また、検査で使用した場所については、十分消毒作業を行っているということになります。学校を使う理由としましては、事前に保健所のほうと協議をしまして、短時間の摂取ということと、あとは移動のなるだけ少ない学校という場所を考えて、なるべくお子さんと保護者の方に負担をかけないようにという、そういうような理由で学校を使って行っております。いずれにしても、もう一度保健所のほうと再度確認のほうをしていきたいというふうに思っております。

(新倉教育長)

2点だけ確認をさせていただきますが、唾液の検査は保健所が直接行っているのですか。それとも委託で行っているのですか。医師が来るということは、保健所の医師が行っているのですか。それとも民間病院の医者が来て行っているのですかということが1つ。

それから、先ほど冒頭にありましたが、濃厚接触者の場合も唾液検査で行う場合があるのですかということです。

(保健体育課長)

まず、唾液の検査の場合については、これは医師ではなく民間に委託をして検査をしております。

それから、今回については、濃厚接触者の検査は唾液の検査ではございません。鼻の粘膜の検査でございます。

(新倉教育長)

なので、逆に保健所に確認していただきたいのは、濃厚接触者と言っている場合には少なくとも鼻の粘液で行うとか、委託でなく直接行っているのかということが何か判断の基準があるのでしょうかという質問ですので、そこどころがよく分かっていない。保健所のドクターも忙しくてとてもできないから、民間委託をしていくという、それはあるのですけれども、何かそこで差がつかれているのかどうかというのは分からない。それは常に確認をしておいてく

ださい。

(委員質問なし)

日程第4から日程第8については、今後市長が議会に提出する案件のため、秘密会とすることを宣言。関係者以外の退席を求めた。

日程第8 議案第9号『横須賀市立看護専門学校条例中改正議案の提出について』

教育長 議題とすることを宣言、地域医療推進課長の出席について提案

(各委員)

異議なし

地域医療推進課長が入場

(異議なし)

(総務課長)

議案第9号『横須賀市立看護専門学校条例中改正議案の提出について』ご説明いたします。

市立看護専門学校は学校教育法に規定する専修学校として、平成16年4月1日に現在のうわまち病院の敷地内に設置したもので、所管は教育委員会となりますが、学校の性格上、その管理運営につきましては、教育委員会の権限に属する事務の一部を健康部長に委任する規則により、健康部に委任しております。

しかしながら、同規則中で議会に付議する議案作成についての意見の申出に関する事務は、委任の対象から外しております。今回、条例改正議案を市議会に提出するにあたり、教育委員会へ意見聴取を求められたため、今議案を上程させていただきました。

それでは、条例の改正内容についてご説明いたします。

恐れ入りますが、説明資料をご覧くださいと思います。

1、改正する理由ですが、文部科学省は、「大学等における修学の支援に関す

る法律」に基づき、経済的理由により極めて修学が困難な学生に対して、授業料等を減免する制度を創設し、令和2年4月1日から施行いたしました。横須賀市立看護専門学校では、従来から実施している市単独による減免制度に加え、新たな国の減免制度を適用するにあたり、授業料等の徴収期日の猶予および既納金の還付が必要となる可能性があるため、当該条例を改正しようとするものです。

2、条文関係ですが、授業料等の徴収期日の猶予（第6条関係）および既納金の還付（第7条関係）を新たに規定いたします。

3、施行期日は、令和3年4月1日です。

4に新旧対照表を記載しましたので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、議案第9号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

（新倉教育長）

私から1点よろしいでしょうか。

今回、例えばコロナの感染症の拡大だとかによって、経済的困窮があるというようなものもこの改正の基になっているのか、それとも純粹に経済的困窮という前からの話から来ているのかというところは、何かあったら教えていただきたい。

（地域医療推進課長）

今回のこの条例改正につきましては、特にコロナに関してということではございません。平成29年度に、新しい経済政策パッケージの一環として、例えば幼児教育無償化、そういった項目と併せて今回の高等教育無償化の内容として減免制度が設けられました。

ちなみにコロナ対策につきましては、学生支援緊急給付金という制度が創設され、非課税世帯の学生には20万円、それ以外の世帯で経済的に困窮している方には10万円の現金が支給されますので、今回の条例につきましてはコロナ対策ということではございません。

（荒川委員）

このことについては、今後この学校を受験する生徒、それからまた、在籍されている方については、どのように周知されるのですか。

（地域医療推進課長）

当然、減免制度は、学生に有利になりますので、募集要項等にも記載して、

積極的に周知は行っていきたいと考えております。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第9号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

地域医療推進課長が退場

日程第4 議案第5号『令和2年度横須賀市一般会計補正予算教育委員会関係議案の提出について』

教育長 議題とすることを宣言

(総務課長)

議案第5号『令和2年度横須賀市一般会計補正予算教育委員会関係議案の提出について』ご説明いたします。

初めに、今回の補正予算の概要は、新型コロナウイルス感染症対策予算の補正と国庫補助金を活用した学校施設整備などの増額です。契約差金等による不用額の整理や職員給与費の整理などによる減額の補正を行い、歳入では5億7,878万4,000円の増額、歳出では2億2,662万6,000円を増額し、併せて繰越明許費及び地方債について補正を行うものでございます。

それでは、お手元の説明資料により説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、説明資料の1ページをご覧ください。

1、新型コロナウイルス感染症対策予算の増額です。

初めに、(1)感染症対策を実施するための学校配当予算の増額についてご説明いたします。

①の補正予算の内容ですが、国の令和2年度の第3次補正予算に「感染症対策等の学校教育活動継続支援事業」が計上されたことを受け、本市におきましてもこの補助制度を活用し、学校で必要となる保健衛生用品等の購入を、引き続き校長の判断で迅速かつ柔軟に行えるよう、学校配当予算を増額補正するものです。今回の補正額は、表の太枠でお示ししたとおり8,970万円であり、各学校への配当額は表に記載のとおりです。また、本予算は令和3年度の活用を予定しているため、繰越明許費を設定いたします。

2ページ、3ページをご覧ください。

②として補正額の詳細を記載しておりますが、3ページの財源内訳のところは国庫補助金の基金を充当するため、一般財源の支出はございません。

4ページをご覧ください。

続きまして、(2)の図書館及びサテライト館の図書室の図書除菌機の購入についてご説明いたします。

①の補正予算の内容ですが、新型コロナウイルス感染症対策として、図書館4館と図書室10室に図書除菌機を購入するための経費を計上するものです。図書除菌機の納品が令和3年度となる見込みのため、繰越明許費を設定いたします。

②の補正額は1,177万4,000円で、下段の財源内訳のところに国庫補助金の基金を充当し、一般財源の支出はございません。

続きまして、5ページをご覧ください。

2の新型コロナウイルス感染症対策予算の減額についてです。

今年度、補正予算で計上した感染症対策予算ですが、既に執行が完了したものの等について、事業費の整理を行ったものです。

(1)の歳入について、教育委員会と財務部合計で1億9,808万8,000円を減額いたします。

6ページをご覧ください。

(2)の歳出については、修学旅行キャンセル料の支出額が発生したことや、小学校電源キャビネットの契約差金等で1億9,848万円を減額いたします。

8ページをご覧ください。

3の国庫補助金を活用した学校施設整備についてご説明いたします。

(1)の補正予算の内容ですが、国の令和2年度第3次補正予算による国庫補助金の追加採択を見込み、次年度以降に予定していた学校施設整備を前倒しで実施いたします。また、工事完了が令和3年度となる見込みのため、繰越明許費を設定いたします。トイレの改修、体育館電灯の改修、外壁の改修が主な整備内容となります。

(2)の補正予算額は、①の歳入が国庫補助金と市債合計で8億2,300万8,000円、②の歳出が小学校、中学校、ろう学校の営繕工事費合計で8億2,357万2,000円です。

9ページ下段をご覧ください。

4、教育福祉支援基金積立金の増額は、教育長が任期満了時に支給される退職手当を辞めたことに伴い、ご本人の意向のもと、退職手当相当額を教育福祉支援基金に積み立てるもので、補正額は286万円です。

10ページをお開きください。

5の契約差金が生じたこと等による事業費の補正として、以降17ページまで、いわゆる整理補正を記載しております。

12ページには①契約差金等による事業費の補正を、13ページには②対象者数

等の減による事業費の補正を、15ページには③新型コロナウイルス感染症予防のための教育活動の見直し等による事業費の補正を、17ページには④寄附が見込みを下回ったこと等による積立金の整理補正を列挙しております。また、これら歳出の財源といたしまして、10ページ、11ページに歳入の整理補正を計上しております。

次に、繰越明許費と地方債の補正について、議案書で説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書、議5の11ページをご覧くださいと思います。

繰越明許費の追加は全部で15件ございます。先ほどご説明いたしました感染症対策を実施するための学校配当予算、それから、図書館、図書室の図書除菌機の購入経費、そして、国庫補助金を活用した学校施設整備費は、GIGAスクール関連経費、給食センター建設経費につきましても、事業完成が令和3年度になる見込みのため繰越明許費を設定いたします。

13ページをご覧ください。

小学校、中学校の営繕工事費につきましては、国庫補助金を活用した学校施設整備を行うため、当初予算で設定した繰越明許費を増額変更いたします。

最後に地方債の補正は、市債の補正に伴い、地方債限度額を記載のとおり補正後の額により変更しようとするものです。

以上で、令和2年度一般会計補正予算のうち教育委員会関係についての説明を終わります。この補正予算を令和3年3月市議会定例会にご提案いたしたく、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

(新倉教育長)

私から改めて、図書館の除菌機とは具体的にどういうものを言っているのが委員の皆さんに分かるのでしたら、除菌機とはどういうものなのかをご説明いただければと思います。

(中央図書館長)

除菌機について説明いたします。

今回購入を予定しております除菌機ですが、まず、図書館用は4台、サテライトの図書室用が10台でございます。性能としましては、まず、図書館の4台につきましては、1度に6冊本を除菌できます。簡単にご説明いたしますと、除菌は紫外線で行うのですが、全てのページに除菌ができるというような機能になっております。風を吹きつけて、ページの間にも紫外線が当たるというような、機能的には新しいものがございます。基本的にはサテライトの図書室の除菌機も同じ機能なのですが、設置場所等が違いますので、サイズの的に

に小さいものです。一度に3冊までという形で、同じように本の全ページが除菌できる機能になっています。

(新倉教育長)

それは本を開いて置くのですか。ただそのままぼんと置くと中まで除菌できるのですか。

(中央図書館長)

詳しい説明になってしまいますけれども、図書館に設置する4台につきましては、本を縦に扇状に置いていただきまして、ここに風を吹きつけて、下から吹きつけるというような形になります。図書室の10台につきましては、少し変な表現ですがけれども、洗濯物を干すように本を引っかけるような形で3冊つるしていただいて、下からエアを吹きかけるという構造になっております。

(澤田委員)

今のお話ですが、簡単に短時間でできるのですか。

(中央図書館長)

時間は約30秒で完了する予定でございます。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第5号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第5 議案第6号『令和3年度横須賀市一般会計予算教育委員会関係議案の提出について』

教育長 議題とすることを宣言

(総務課長)

議案第6号『令和3年度横須賀市一般会計予算教育委員会関係議案の提出について』ご説明いたします。

歳入予算、繰越明許費、債務負担行為及び地方債については議案書により、歳出については説明資料によりご説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明させていただきます。

説明資料の1ページをご覧くださいと思います。

1、令和3年度横須賀市一般会計予算についてです。教育委員会が所管する予算は、表中（A）の教育費149億4,730万円と（B）の総務費（交通安全推進費）164万6,000円で、総額は149億4,894万6,000円となります。これは前年度の当初予算と比較して4,303万円の増額で、率にして0.3%の増となっております。

次に2の令和2年度予算に比べての主な増減についてご説明いたします。

まず、主な増は中学校完全給食の開始に伴うもので、中学校給食の食材費や給食センターの運営費など、ここに記載のとおりです。一方、主な減となったものは千代ヶ崎砲台跡の整備工事費など記載のものです。

また、3の新規事業の医療的ケア充実事業は、医療的ケアが必要な児童のために看護師を配置するものです。

2ページをご覧ください。

続きまして、令和3年度予算の概要についてご説明いたします。

これは、本市の令和3年度予算の概要から教育委員会が所管する事業を抜粋したものです。

まず、Iの新型コロナウイルス感染症対策について、教育委員会では2の感染拡大の抑制として、感染症対策消耗品の購入など市立学校における感染防止対策を引き続き実施し、市立学校の感染防止対策を行います。なお、これは先ほど補正予算でご説明いたしました感染症対策を実施するための学校配当予算の増額のことです。令和3年度に繰り越して活用する予定のため、この予算の概要に記載されているものです。

3ページをご覧ください。

令和3年度予算の重点投資の教育委員会部分についてご説明します。

本市の実施計画、横須賀再興プランに位置づけられている事業など、主な重点施策を4つの柱に分類し掲載していますが、教育委員会の事業は、そのうち柱3の子育て・教育環境の再興と柱4の歴史や文化を生かしたにぎわいの再興に位置づけられています。そのうち、新規・拡充事業を中心に掲載しており、新規事業及び拡充事業には、それぞれ（新）、（拡）の文字を付しております。

それでは、3ページの3、子育て・教育環境の再興から教育委員会の事業についてご説明いたします。

4ページの（2）子育て世代が働きやすい環境づくりの①中学校完全給食の開始は、食育の充実と子育て世代の負担軽減のため、令和3年9月下旬から市立全中学校23校で完全給食を提供いたします。

（3）学力向上・学習環境の充実の①横須賀こども学力向上プロジェクトの推進は、学習支援員の追加配置、新型コロナウイルス感染症による臨時休校の影響で学習の定着に不安がある児童生徒を支援してまいります。

②ICT活用教育の推進については、「横須賀市GIGAスクール構想整備計

画」に基づき、児童生徒へ1人1台の端末や高速大容量通信ネットワークを整備し、子どもたち一人ひとりに個別最適化された学びや創造性を育む学びを実現いたします。

5ページをお開きください。

地域医療の③医療的ケアが必要な児童への看護師配置は、市立養護学校へ在籍している医療的ケアが必要な児童が居住地学区の小学校に通学できるよう、小学校に看護師を1名配置するものです。

④部活動指導員の配置は、中学校の部活動指導員の配置数を増やすとともに、総合高校にも新たに1名指導員を配置いたします。

4、歴史や文化を生かしたにぎわいの再興～「観光立市よこすか」の実現への(2)歴史遺産の活用促進のうち、①浦賀奉行所開設300周年記念事業の実施は、令和2年に開設300周年を迎えた浦賀奉行所の遺構確認調査及び調査報告のダイジェストを作成いたします。

②史跡東京湾要塞跡の保存と活用のうち、千代ヶ崎砲台跡については、令和3年度の公開を予定しています。

なお、各費目の歳出予算の詳細につきましては、7ページから30ページに記載しておりますが、ここからは横須賀再興プランに位置づけられている事業などについて説明をさせていただきます。

8ページをご覧ください。

3目学校指導費の2、学力向上事業費は、学習状況の把握のため、横須賀市立小・中学校学習状況調査の経費や学習支援員、少人数指導等非常勤講師の配置に係る経費など、2,851万6,000円を計上しています。

9ページをご覧ください。

7、国際コミュニケーション能力育成事業費は、ALT外国語指導助手の派遣業務委託経費など1億6,272万円を計上しています。

10ページをご覧ください。

15、いじめ・不登校対策事業費は、相談員やスクールカウンセラーの配置、相談教室の運営経費などで、968万8,000円を計上しています。

27ページをご覧ください。

4目図書館費の6、子ども読書活動推進費は、第4次子ども読書活動推進計画に係る冊子や計画策定委員に係る旅費などの経費として658万1,000円を計上しています。

以上で、歳出の主な事業の説明を終わります。

次に、歳入の説明をいたします。

お手元の議案書の議6の1、2ページをお開きください。

事業を実施するに当たり、特定財源として収入するものなどを議6の1ペー

ジから議6の8ページにわたり記載しています。ここでは前年度に比べ増減があったものなど、主なものを説明させていただきたいと思います。

議6の1、2ページです。

16款2項9目教育費国庫補助金7,654万9,000円の増の主な理由は、給食センター建設事業費に当たる補助の8節子育て・教育環境整備事業費補助の増額によるものです。

議6の5ページ、6ページをご覧ください。

22款5項1目雑入、2億4,531万円の増の主な理由は、令和3年度から中学校の給食がミルク給食から主食、おかず、牛乳の完全給食となったことに伴い、保護者から徴収する給食費が月額700円から5,400円となることによる22節給食費の増によるものです。

議6の7、8ページをお開きください。

23款1項9目教育債の本年度予算額は総額18億4,000万円で、学校の営繕工事や給食センター、博物館の工事などのために借り入れる市債です。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、繰越明許費、債務負担行為及び地方債についてご説明いたします。

恐れ入りますが議6の65、66ページをお開きください。

上段の表の繰越明許費ですが、小学校、中学校の営繕工事費について、小学校7,000万円、中学校4,000万円を翌年度に繰り越して執行できるよう定めるものです。

地方債ですが、市債の予算額を記載のとおり限度額として定めるものです。

なお、参考として、最終ページに債務負担行為の支出予定額等に関する調書を掲載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。

以上で、令和3年度横須賀市一般会計予算のうち、教育委員会関係についての説明を終わります。

この予算を、令和3年3月市議会定例会に議案として提出いたしたく、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

(澤田委員)

新規事業についてお尋ねいたします。

医療的ケアの充実事業についてです。市立養護学校の在籍児が居住地学区へということですが、これは学びの場の変更なのでしょうか。あるいは居住地校交流で学校へ行くときだけに看護師がつくということなのでしょうか。常勤で配置されるのか、時間で配置されるのでしょうか。

(支援教育課長)

このたびのこちらのお子さんにつきましては、在籍を地域の居住地の学校のほうに移します。そして、地域の学校のほうに特別支援学級を新たに病弱級を開級いたしまして、そちらのほうに転学する形を取ります。

こちらに記載されています看護師ですが、週5日の会計年度職員という形で配置をいたします。時間につきましては、1日7時間45分、お子さんが学校にいる間には全てつけるような形で配置をいたします。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第6号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第6 議案第7号『学校給食センター条例制定議案の提出について』

教育長 議題とすることを宣言

(学校給食担当課長)

それでは、議案第7号の『学校給食センター条例制定議案の提出について』をご覧ください。

1、制定理由ですが、令和3年度の中学校完全給食開始に伴い、学校給食の調理等の業務を行う施設として学校給食センターを設置するため、本条例を制定いたします。

次に、2の条文関係についてです。

説明資料とともに条例議案を添付していますので、併せてご確認ください。

第1条は学校給食センターの設置についてです。条例議案の裏面の2ページに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条を抜粋しました。この条例の最後の、その他必要な教育機関に学校給食センターが位置づけられています。このため、同条に基づいて条例制定が必要となります。

第2条は学校給食センターの位置及び名称について定めています。設置する位置は旧平作小学校の跡地となり、名称は横須賀市学校給食センターです。

第3条は所長等のセンターの職員について定めています。(1)の所長は、令和3年4月の行政組織改正で新設を予定している学校職員課長をもって充てます。(2)その他必要な職員は、同じく新設する学校職員課の職員を配置します。

第4条では、この条例に定めるもののほか、センターの管理について必要な事項については、教育委員会が定めると規定しています。

附則では、本条例の施行期日について、給食センターの供用開始に合わせて

別途規則で定めることとします。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

続きまして、議案第7号に関連します中学校完全給食の開始についてご説明いたします。

議案第7号の説明資料の後に添付いたしました資料、中学校完全給食の開始についてをご覧ください。

中学校完全給食の開始時期につきましては、令和3年9月下旬といたします。中学校完全給食については、当初令和3年の夏休み明けの開始を予定し、準備を進めてまいりましたが、給食センター建設工事について、設計期間中に発出された新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言の影響により、設計期間が延び、本体工事の着工が1か月遅れていました。工事着工後も予定どおりの開業を目指し、市・事業者間で工期短縮の調整を進めてきましたが、地中埋設物、地中に大きな岩があるといった予期しなかった要因が生じ、工期短縮を図ることができませんでした。

また、給食提供に係る開業準備期間については、安全・安心な給食を提供するには、試運転や職員研修などの開業準備期間の短縮を図ることができないことから、中学校完全給食の開始時期を令和3年9月下旬といたしました。

これらの理由により、①建設工事の工期を令和3年6月30日までから、7月31日までに変更すること。

また、工事竣工後に行う②開業準備期間につきましては、安全・安心な給食提供を図るために2か月間を確保し、令和3年9月下旬までと変更いたします。

今後も生徒に安全・安心な給食が届けられるよう市教育委員会、事業者と協力して準備を進めていきたいと考えております。

以上、中学校完全給食の開始についてになります。

(川邊委員)

学校給食センター、そもそも9って言ったんですけども、条文関係のところは、学校給食センター（学校給食共同調理場）となっていますね。ということは、調理場だけで、ほかの附帯設備というのは含まないのですか。

(学校給食担当課長)

センターには我々職員の事務室ですとか、小学校、中学校の児童・生徒が見学に来たときに見られるような施設を付随して造られております。

(川邊委員)

その敷地内全てをセンターと。

(学校給食担当課長)

はい。そうなります。

(元木委員)

附則のほうですが、施行期日については、給食センターの供用開始に合わせるかとあります。このタイミングというのは、実際給食が始まるタイミングですか。それとも開業準備期間も含めてになるのですか。

(学校給食担当課長)

この日については、建設の施工が終わった竣工の時点ですので、今の想定でいきますと8月1日頃になるかと思います。

(新倉教育長)

この件につきましては、各委員の皆様にご迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。新型コロナの影響と言いながら、設計業務等が滞って、工事の着工が1か月遅れたところでございました。事業者とは鋭意努力をしまして、何とかその1か月を何日でも短くできないかということできずと協議をしてきたのですけれども、併せて掘削調査を行ったところ、タイセキという石が出てきたりというようなことがあり、事業者のほうでも数日間の短縮は認めることはできるのだけれども、やはり1か月というのはなかなか厳しいということが先般出てまいりました。

ここで改めて、それらもなかなか無理な状況がございますので、1か月延長するというのを正式にここで決めさせていただいて、センター開設の遅延については、1か月遅れる旨を今日、学校教育部長は委員の皆さんにご説明させていただいていまして、明日、私のほうから報道関係には情報提供させていただくという形で処理をさせていただければと思っていますので、その点も併せてお願いさせていただければと思います。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第7号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第7 議案第8号『横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会条例制定議案の提出について』

教育長 議題とすることを宣言

(中央図書館長)

議案第8号『横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会条例制定議案の提出について』説明させていただきます。

お手元の説明資料をご覧ください。

まず、1の提案理由ですが、本議案は平成13年に制定されました子どもの読書活動に関する法律に基づき、本市が制定しております横須賀市子ども読書活動推進計画を改定し、諮問等をするための附属機関となる改定検討委員会を設置するため、横須賀市子どもの読書活動推進計画改定検討委員会条例案を市長に提出することをお諮りするものでございます。

本市の子ども読書活動推進計画は、平成20年度から第1次計画、平成25年度から第2次計画、平成30年度から第3次計画を実施しております。この第3次計画が令和3年度で終了いたしますので、本条例により改定検討委員会を設置し、時期計画を策定してまいります。

それでは、条文の内容につきましてご説明させていただきます。

議案も併せてご参照いただきながら、ご確認いただきたいと思います。

第1条関係でございますが、横須賀市子ども読書活動推進計画改定検討委員会を設置することについて定めるものでございます。

次に、第2条関係でございますが、委員会の組織について、委員会は委員7人以内をもって組織すること及び委員は、市民、学識経験者、専門的な知識を有する者、関係団体の代表者、小・中学校の校長のうちから教育委員会が委嘱をすることを定めるものでございます。

第3条から第5条につきましては、委員長、副委員長の設置と選出及び職務、委員会の会議の招集、開催要件、委員以外の者の出席等について定めるものでございます。

第6条につきましては、この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定めるとするものでございます。

最後に附則でございますが、条例の施行期日を令和3年4月1日とするものであり、失効は計画策定期間が終了する令和4年3月31日とするものでございます。

続きまして、説明資料の裏面に移ります。

3、この計画の改定スケジュールでございます。

改定検討委員会を6月に立ち上げ、検討を始め、11月のパブリック・コメント手続を経て、来年2月の教育委員会議で議案として提出する予定でございます。また、その間にも本定例会や市議会へ経過の報告を行ってまいります。

最後に、4、本計画改定等に係る令和3年度予算額でございます。

改定検討委員報酬や計画冊子の印刷・製本費等で62万円を計上しております。

なお、この改定いたします第4次計画の実施期間は、令和4年度から令和7年度までとなります。

以上で、議案第8号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

(川邊委員)

令和3年4月1日から施行ということですが、委員は決まっているのでしょうか。

(中央図書館長)

今、人選については検討している途中でございます。

(荒川委員)

今の川邊委員のご質問にも少しつながるところがあるのですが、委員の中に関係団体の代表者というような説明があるのですが、具体的にはどういう方なのでしょうか。

(中央図書館長)

具体的には、子どもの読書活動についてボランティア活動をしている団体の代表者ですとか、そのような方が今回、お声かけする対象となります。

(新倉教育長)

具体的にどのようなもの、ボランティア活動を行っているって読み聞かせの会とか何とかというようなものを想定しているのですか。

(中央図書館長)

具体的には、児童図書館等で読み聞かせを行ったり、お話し会を行っていたらボランティアの方が主な対象になるかと思えます。そういう団体の代表者に入っていたらどうかと思っております。

(新倉教育長)

あともう一つ確認を。公募委員を求めないのは何か理由があるのですか。

(中央図書館長)

公募委員を求めます。市民というところが公募委員になります。市民7名のうち2名が公募の市民となります。分かりにくくて申し訳ございません。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第8号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

7 閉会及び散会の時刻

令和3年2月4日（木） 午前11時35分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

会議録署名人